

特定空家等判断基準について

1 用語の定義について

(1) 空家等

空家等対策の推進に関する特別措置法

(第2条第1項)

建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

※おおむね1年以上使用されていないもの

- ・建築物、建築物に附属する門、塀、物置など
- ・全戸空家のアパート、マンション、長屋
- ・工場、空き店舗
- ・火災による被災を受けた空家
- ・老朽化により倒壊した空家

(2) 管理不全な空き家等

久喜市空き家等の適正管理に関する条例

(第2条第2号)

- ・老朽化又は台風等の自然災害により倒壊するおそれのあること
- ・建築材等を飛散させ当該敷地外にある者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのあること
- ・不特定者の侵入等による火災又は犯罪が誘発されるおそれのあること
- ・敷地内の草木が著しく繁茂し、除枝又は除草が必要な状態であり、周囲への生活環境を害するおそれのあること

(3) 特定空家等

空家等対策の推進に関する特別措置法

(第2条第2項)

- (イ) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (ロ) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (ハ) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (ニ) その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

2 措置の流れ

